

○山形県立自然公園条例許可基準（条例施行規則第16条の2整理表（風力発電施設関係抜））に基づく酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に関する考え方（庄内海浜県立自然公園第3種特別地域）

風力発電施設の新築に係る許可基準			県の考え方
施行規則 第16条 の2	第1項	第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
		イ	第1種特別地域
		ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第5号	当該風力発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
	第10項	第7号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
		第9号	支障木の伐採が僅少であること。
			事業実施区域は、庄内海浜県立自然公園の第3種特別地域及び普通地域に指定されており、第1種特別地域内で行われるものではない（環境影響評価書3 P130参照）。
			事業実施区域においては、「その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの」とはなっていないことから、植生の復元が困難な地域等には該当しない（環境影響評価書3 P106～109参照）。 なお、左欄(1)～(4)に掲げる地域の該当の有無については以下のとおり。 (1) 事業実施区域は飛砂が発生する地域であるが、飛砂被害から守るための防浪砂堤が人工的に整備されており、植生の復元が困難な区域とは認められない（環境影響評価書6.1.5地形及び地質 P332参照）。 (2) 各種調査の結果により、事業実施区域内又はその周辺で重要な動物の生息又は重要な植物の生育が確認されている（環境影響評価書6.1.8動物 P419～425、6.1.9植物 P600～648参照）ことから、「野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域」と認められる。 (3) 事業実施区域には、「日本の地形レッドデータブック第1集 新装版」で重要な地形・地質として選定された庄内砂丘が存在する（環境影響評価書3 P78参照）ことから、重要な地形若しくは地質と認められるが、国土地理院では「日本の典型地形」に選定されており、「地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域」とは認められない。 (4) 対象事業実施区域内にはクロマツが植林されている（環境影響評価書3 P97参照）が、クロマツ植林は防砂林として造成されていることから、「学術的価値を有する人工林」とは認められない。
			「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、主要な眺望点5地点における眺望に対する支障の程度の確認が行われている。 風力発電施設の存在に伴い、主要な眺望点からの眺望景観については、近景域の眺望点や風車との間に障害物が少ない海岸部の眺望点等において、眺望景観に変化があると予測されているが、本事業では、地域の特性を考慮し、可能な限り周辺景観と調和する色彩として薄い灰色に塗装するなどの環境保全措置を講ずる計画であり、影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されるものと評価されており、眺望保全のための措置によって風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P723～822、資-489～502参照）。
			風力発電設備が目立たないよう光が反射しにくい塗料を使用するほか、風力発電施設は乱雑な印象とならないように、クロマツ林、防浪砂堤及び海岸線と平行、等間隔、高さが水平に揃うよう配置するなどの環境保全措置を講じる計画となっており、事業実施区域内の景観資源であり眺望対象となる庄内砂丘とクロマツ林の景観に著しい支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P723～822、資-489～502参照）。
			風力発電施設の色彩は、可能な限り周辺景観と調和する色彩として薄い灰色に塗装し、山形県事業の色彩にも配慮するとしている。また、形態も庄内海岸に既に設置されている他の風力発電施設と比較して外見上に大きな相違がないと認められることから、周囲の風致又は景観と著しく不調和ではないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P818、要約書 P142参照）。
			事業期間終了後は、その際の社会情勢等を踏まえ事業終了（撤去）又は継続を判断するとしていること、事業終了の場合は、設置時と同様に原状復旧作業を行うとされていることから、撤去に関する計画が定められ、跡地の整理が行われるものと認められる（届出書・許可申請書補足資料「VI 風車撤去計画」 P10参照）。
			工事施工方法の変更により工事施工ヤードの面積を縮小したほか、送電線を既設の森林管理署管理道に埋設することとしたこと、防浪砂堤に恒久的な保安点検用通路を設置しないこととしたことなど、重要な地形及び地質である庄内砂丘への影響を可能な限り低減するため、地形の改変面積の最小化に努めるとされており、土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められる（環境影響評価書6.1.5地形及び地質 P360～373、6.2 P851～854、要約書 P92参照）。
			事業実施区域及びその周辺には、クロマツ林が生育しているが、本事業では基本的に伐採しない計画であるとされており、支障木の伐採はないと認められる（環境影響評価書2 P40、要約書 P23参照）。 なお、対象事業実施区域内の第3種特別地域内には支障となる木竹は生育していない。

風力発電施設の新築に係る許可基準			県の考え方
第11項	第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	<p>本事業は、庄内海浜県立自然公園内での事業であることに留意して、自然環境や景観について影響低減に努めた事業計画と評価されており、野生動植物に関しても、生物の多様性確保及び自然環境の体系的保存の観点において、自然環境の改変量を極力抑える計画とされている。</p> <p>一例として、コアジサシやチドリ等の繁殖に影響を与えないよう、これらの繁殖期である5月～8月には工事を中止し、2ヵ年での工事計画としたことや、バードストライク対策として、プレートに紫外線を反射する特殊な塗装を行うこと等について検討するなどの環境保全措置が講じられることにより、自然環境への影響を事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されると評価されており、野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.8動物 P417～586、6.1.9植物 P587～678、6.2 P847～861、6.4 P847 参照）。</p> <p>事業実施区域内の景観資源である庄内砂丘とクロマツ林について、クロマツ林は本事業による直接的な改変が行われず、また、庄内砂丘は海岸部の一部が改変されるものの、その改変面積は大規模なものとはならないと予測されている。また、工事中に整備した仮設の施設については工事終了後速やかに原状復旧が図るとされているとともに、飛砂防止措置や在来海浜植物の移植などが行われることにより、景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.5地形及び地質 P367～373、6.1.9植物 P675、6.1.11景観 P781、P820 参照）。</p>